

告 示

埼玉県告示第千百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブズデンキ羽生店

埼玉県羽生市大字上岩瀬六百五十六一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）NTTファイナンス株式会社 代表取締 坂井義清
東京都港区港南一丁目二番七十号

（変更後）NTTファイナンス株式会社 代表取締 伊藤正三
東京都港区港南一丁目二番七十号

令和二年十月三十日

二 届出年月日

令和三年九月二十八日

三 縦覧期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課